

平成 28 年 11 月 4 日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会

主査 無藤 隆 様

全国養護教諭連絡協議会 会長 木嶋晴代

次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめに関して、子供の心身の健やか成長を願い、健康の保持増進にあたる養護教諭の立場から下記の意見を提出いたします。

記

1 社会に開かれた教育課程の実現

これまでの審議のまとめにおいて、子供たちが、社会とのつながりの中で、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことは、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望と力を与えることにつながるとしている。子供たちが、これからの時代を生きていくための資質・能力を育むために、学校と社会がこれらを共有し、「社会に開かれた教育課程」の役割が期待されている。

養護教諭は、これまででも、多様化、複雑化している健康課題改善に向けた対応として、子供たちの成長や発達を総合的・経年的に支援するコーディネーターとして、学校内外との連携を踏まえ実践を重ねてきている。変化の激しいこれからの社会を生きていく力の育成のために、次期学習指導要領等における養護教諭の果たす役割はさらに大きなものになると考える。今後も、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画を受けて具体的な保健室経営計画のもと、「チーム学校」の具現化と、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していくことが重要であると考えます。

2 教科等横断的な健康教育の推進について

次期学習指導要領等においては、すべての学習の基盤となる力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が、教育課程全体を通じて育成されるよう、教科横断的なつながりを明示することとされた。さらに、地域や社会と連携・協働しながら教育課程を通じて学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性が示されている。生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる力を、子供たち一人一人に育むことが強く求められている。そのためには教科間相互の連携を図っていくことが重要であり、学校全体で健康教育が展開されることを期待している。

養護教諭は、学校保健計画等の作成・評価・改善に専門性を発揮して参画している。今後も地域や家庭と連携した実施に、コーディネーターとしての役割がさらに重要と考える。

3 教科等における改訂の具体的な方向性について

① 体育・保健体育について

〈資料1〉

社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育の必要性

保健においては、少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に役立つ内容の学習、健康情報を分析し活用する学習、自他の健康課題を発見し解決していく学習、危険の回避や事故の防止等につながる学習等について、さらなる充実が求められている。

近年の子供たちを取り巻く状況の急激な変化により、新たな健康課題が出現してきている。その中で、自らの健康課題を把握し、疾病等のリスクの軽減や質の向上、健康を支える環境づくりを、生涯を通して実践できるような子供たちの育成のために、具体的に教育内容の改善が図られるということに賛同する。また、教材や教育環境の充実の中で、教員養成、教員研修、教材整備等の環境を整えていくことの必要性が述べられている。

医学的な情報や保健室で捉えた児童生徒の実態等、養護教諭による効果的な教材を活用しながらの保健学習の成果は、全国養護教諭連絡協議会の調査結果の中にも示されている。養護教諭はさらに研修を深めながら、保健学習へ積極的に参画していく必要があると考える。

② 特別活動について

一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現をめざした学級活動・ホームルーム活動

学級活動・ホームルーム活動は、主として個人が現在直面する生活における適応や成長、自立等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚、意思決定とそれに基づく実践等を大事にする活動であると示されている。このことから、子供たちに出現している新たな健康課題の解決には、教科の保健学習だけにとどまらず関係する教科、個別の生徒指導等との関連を図りながら学級活動の中でも保健指導を積極的に進めていくことが大切であると考えられる。

具体的には、心身の健康、安全・防災等の視点の中で、一人一人の適応や成長及び自然災害時の自助・共助など健康安全な生活の実現に向けて保健指導の充実を図っていく必要がある。さらに、特別活動の充実を図るためには、「チームとしての学校」の視点で、養護教諭、栄養教諭等の専門性を生かしながら学校全体で取り組むことが重要であると示されている。

各教科や各担当と連携を図りながら、専門性を生かした養護教諭の積極的な参画は、その成果が期待できる。

4 特別支援教育の充実を図るための取組の方向性

特別支援教育の充実を図る取組の方向性が示された中に、各教科等における障害に応じた指導上の

工夫として、教科ごとに具体的に示された。このことから、特に通常学級の集団の中で不適応を起し、学びにくさを感じている子供たちにとって、効果的な指導が展開されると期待できる。各教科の特性から見られる行動に対して配慮のある支援が行われることは、子供の発達を踏まえた指導であり、そのことにより、子供たち一人一人が自尊感情を持ち、将来の予測が難しい社会の中でも適応して生きていく力が身についていくと期待できる。

養護教諭は、特別に支援を要する子供の早期発見や、個別の対応等において専門性を生かした視点で支援している状況から、特別支援教育の校内体制の中に養護教諭が積極的に関わっていく必要があると考える。

5 実施するために何が必要か

学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

① 教員の資質・能力の向上

「次世代の学校・地域」創生プランでは、国、教育委員会、学校、大学等が連携して、次期学習指導要領等に向けて教員に求められる力を効果的に育成できるよう、求められる能力を明確にした教員育成指標を踏まえた研修計画の策定などが実施されることとなっている。制度改革が具体的に推進されることを期待するとともに、教員一人一人の力量を高めるために、教科等の枠を超えた校内研修体制の充実を図り、学校組織全体としての指導力の向上を図っていくことが重要である。

養護教諭も教育に携わる教員の一人として、同様に資質・能力の向上が図られるところである。しかし、養護教諭は一校一名配置が多く、専門的な知識や技能の向上については、校外での研修が不可欠であると考え。そのため、養護教諭の専門性の向上のために、教育委員会や地区レベルでの研修体制の整備・充実を図り、研修の機会を確保していただきたい。本会では、研究協議会及び研修会を実施して、養護教諭の資質・能力の向上を図っているところであり、今後もその充実に向けて使命を果たしていきたいと考える。

② 指導体制の整備・充実

〈資料 2・3〉

次期学習指導要領等を踏まえた教育の実現には、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導が必要であり、その指導や業務のあり方に対応するために必要な教職員定数の拡充を図ることは重要であると考え。

子供たちが抱える心身の健康問題は、年々多様化・複雑化しており、一人一人のニーズに合わせた対応には慎重さが求められ、家庭や専門機関、校内職員との連携を欠かすことができない。その中で、養護教諭が保護者や教職員からの相談を受ける機会も多い状況である。養護教諭一校一人制の中では、これらのニーズに十分に対応することが困難になりつつある。

さらに、心身の健康課題の予防や改善には、健康教育を系統的に積み重ね充実させていくことが必要である。次期学習指導要領等については、教科間の横のつながりや、幼小、小中、中高の縦のつな

がりの見通しを持った教育課程の編成も目指しており、健康教育においても、幼児教育における健康な心と体を育てる教育から、課題解決を図り、生涯を通じて健康の保持増進することができる資質・能力の育成へと充実、発展させていくことが大切である。

養護教諭は、子供たちの日々の健康生活の実態を把握できる立場にあり、そこから見えてくる課題を子供たちにフィードバックしながら保健指導を行っている。そのことは、アクティブ・ラーニングの視点につながり、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」となり、ひいては生涯の健康づくりに結びつくものとする。

子供たちの健康課題の予防や改善のための個別対応の充実や保健教育に積極的に関わっていただけるよう養護教諭の複数配置の基準見直しを図っていただきたい。